

奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

平成十六年十二月十六日

奈良県条例第十七号

(目的)

第一条 この条例は、地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例（令和五年三月奈良県条例第三十八号）第六条第三項の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって地域デジタル社会の構築（同条例第二条第一号に規定する地域デジタル社会の構築をいう。以下同じ。）に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八条の四第二項に規定する規程、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程並びに地方自治法第二百二十条に規定する会議規則及び同法第三百十条第三項に規定する規則を含む。以下同じ。）をいう。
- 三 県の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 地方自治法第二編第七章に基づいて設置される県の執行機関、議会、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
 - イ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及びその長
 - 四 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
 - 五 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
 - 六 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
 - 七 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。
 - 八 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
 - 九 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

十 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十一 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(基本原則)

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から電磁的記録へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の本県が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、地域デジタル社会の構築に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する県の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から県の機関等又は他の行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等（県の機関等を除く。）をいう。以下同じ。）に提供された情報については、県の機関等及び他の行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、県の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(県の手続等に係る情報システムの整備等)

第四条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の活用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織をいう。第十三条を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

【改正 令和10年4月1日施行】

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 申請等をする者は、書面等により行うことその他の当該申請等の方法が規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十三条を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において奈良県収入証紙をもつてすることその他の使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことがで

きる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

【改正 令和10年4月1日施行】

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 県の機関等は、処分通知等については、書面等により行うことその他の当該処分通知等の方法が規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等の中にその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等の中に第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

【改正 令和10年4月1日施行】

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 県の機関等は、縦覧等（申請等に基づく縦覧等を除く。以下この条において同じ。）については、書面等により縦覧等を行うことが規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第八条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

【改正 令和10年4月1日施行】

(電磁的記録による作成等)

第八条 県の機関等は、作成等については、書面等により行うことが規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行わなければならない。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第九条 次に掲げる手続等については、第五条から前条までの規定は、適用しない。

一 手続等のうち、対面によらなければ申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを確認できないこと、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第十条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等

により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（電子情報処理組織を使用する方法の利用促進）

第十一条 県の機関等は、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を実現するため、手続等において電子情報処理組織を使用する方法を標準的な方法とするとともに、手続等における電子情報処理組織を使用する方法の利用を促進するための広報その他の必要な施策を講じなければならない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十二条 県は、手続等において、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるように、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

（民間事業者と県の機関等との連携等）

第十三条 手続等密接関連業務（手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続（契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る県の機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第十四条 知事は、少なくとも毎年度一回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（その他）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 （抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2

この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、第一条の規定による改正後の奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第七条又は第八条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。